

地球のために、
かかわるすべての人のために



第74期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所 大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号
当社大阪本店6階会議室

決議事項 **<会社提案>**

- 第1号議案 取締役（監査等委員を除く）7名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員を除く）の報酬額改定の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

<株主提案>

- 第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応
に関する開示に係る定款変更の件
- 第5号議案 自己株式取得の件

目 次

● 第74期定時株主総会招集ご通知	3
● 株主総会参考書類	9
<会社提案>	
第1号議案 取締役（監査等委員を除く）7名選任の件	9
第2号議案 取締役（監査等委員を除く）の報酬額改定の件	14
第3号議案 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に 対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件	15
<株主提案>	
第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に 向けた対応に関する開示に係る定款変更の件	19
第5号議案 自己株式取得の件	22
● 事業報告	26
● 連結計算書類	43
● 計算書類	45
● 監査報告書	47
● トピックス	52
・ 京都工場モータ生産棟の竣工	
・ 資本コストや株価を意識した経営の実現	

株主の皆様へ

“水と人とのやさしいふれあい”

「創造を大切にします」

独自の技術で広く社会に、新しい流れを生み出します

「調和を大切にします」

誠意と信頼の和を育み、人のところに潤いを提供します

「情熱を大切にします」

柔軟な発想と豊かな独創性のもと常に前向きに
チャレンジします



株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第74期は、2026年度を最終年度とする中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」の初年度であるのと同時に、当社が創業100周年を迎え、また次の100年に向け動き出した節目の年でもありました。

当社ではこの1年間、持分法適用関連会社であったZENIT INTERNATIONAL S.P.A.の完全子会社化（連結子会社）、また、京都工場モータ生産棟の竣工と最新設備の導入を完了し本格稼働を開始するなど、国内外を問わず積極的な投資を行い、次の100年企業への礎となる事業基盤の強化を進めてまいりました。

業績につきましては、前期に引き続き世界的な資源・エネルギー価格の高止まりが続きましたが、そのような中でも、海外での販売に積極的に取り組み、また、2023年に発売したノンフロッグ型スマッシュポンプBN型が、国内の下水道分野では先進的な首都圏の下水道局に採用されるなど、着実な販売実績を積み重ねることで、当初設定した目標を上回る成長を達成

することができました。

そして第75期、2年目となる中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」のもと、京都工場のモータ生産棟を中心に、モータ内製化と最新加工設備による生産効率の大幅向上を推進し、お客様に品質・納期・コストのすべてにおいてご満足いただける製品を提供し続けられるよう、「ものづくり」を軸とした改革を進めてまいります。

世界情勢の不透明な状況は今後も一定期間継続するものと予想されますが、当社グループ製品が社会インフラに対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で、万全な体制で製品を供給し続けることができるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長

辻 治

証券コード 6 3 5 1

2025 年 6 月 10 日

(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号

株式会社 鶴見製作所

代表取締役社長 辻 本 治

第74期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号

当社大阪本店 6階会議室

(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案

取締役（監査等委員を除く）7名選任の件

第2号議案

取締役（監査等委員を除く）の報酬額改定の件

第3号議案

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

<株主提案>

第4号議案

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

第5号議案

自己株式取得の件

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.tsurumpump.co.jp/ir/library/shareholders_meeting/



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（鶴見製作所）または証券コード（6351）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については記載しておりません。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。詳細につきましては6頁をご覧ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分 まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合には、詳細につきましては7頁に記載の【「スマート行使」によるご行使】、8頁に記載の【議決権行使コード・パスワード入力によるご行使】をご覧ください。賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分入力分 まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等に関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



郵送（書面）によるご行使（2025年6月26日午後5時30分到着分まで）

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書

送附先住所 様中

私は、2025年6月27日開会の第14回株主総会（議決権行使書送付）における各議案につき、右記（賛否を記入する欄）の通り議決権を行使します。

2025年6月 日

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案について「賛」、株主提案については「否」として取り扱われます。

インターネットと書面併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右方を切り離すにそのまゝご郵送ください。

株主番号 議決権行使数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否

（ご留意）
当社は株主総会に株主提案を提出するに際して、反社に該当する場合は、株主提案に反対する場合は、その旨を記載する必要があります。

QRコード

株主総会事務局

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙を封入された封筒を、2025年6月26日午後5時30分までに到着するようにご郵送ください。
- 第1号議案の賛否は、一部の株主提案と異なる結果となる場合があります。（株主総会参考資料に添付の当該議決権行使書の裏面に記載されています。）
- 賛否の記入は、用紙のバーコードにより、自動的に記録されます。
- 議決権行使書は、インターネット上で行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取り、画面の指示に従ってご入力ください。

※議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第3号議案までは、会社提案です。第4号議案及び第5号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知19頁以降をご参照ください。

会社（鶴見製作所）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。

議案	第1号議案 (下の候補者を除く)	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案
株主提案	賛	賛
株主提案	否	否

会社提案
「賛」に○

株主提案
「否」に○



「スマート行使」によるご行使（2025年6月26日午後5時30分受付分まで）

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書

株主番号 議決権行使回数

お読みください

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。
2. 2025年6月27日開会の日付第74期定時株主総会（議決権または賛否を含む）における決議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2025年6月 日

お読みください

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。
2. 2025年6月27日開会の日付第74期定時株主総会（議決権または賛否を含む）における決議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

お読みください

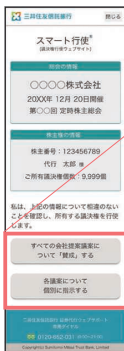
1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。
2. 2025年6月27日開会の日付第74期定時株主総会（議決権または賛否を含む）における決議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

お読みください

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。
2. 2025年6月27日開会の日付第74期定時株主総会（議決権または賛否を含む）における決議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

※すべての会社提案議案について「賛成」するを押した場合、会社提案に賛成、株主提案に反対が自動入力されます。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第3号議案までは、会社提案です。第4号議案及び第5号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知19頁以降をご参照ください。

会社（鶴見製作所）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右図のボタンをご選択ください。

（すべての会社提案議案について「賛成」する をご選択）

すべての会社提案議案について「賛成」する

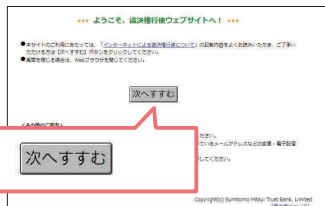
→選択

各議案について個別に指示する



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使(2025年6月26日午後5時30分受付分まで)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



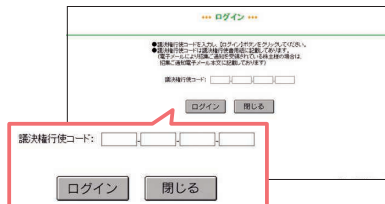
「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

スマートフォン・パソコン等の
操作方法に関するお問い合わせ先

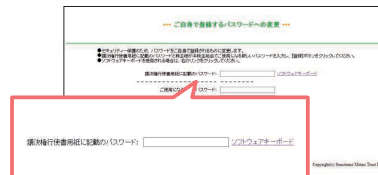
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031
受付時間 午前9時～午後9時

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ご投票画面トップの「2.会社提案に対し一括賛成投票」をご選択いただいた場合、会社提案に賛成、株主提案に反対の選択をした画面に遷移します。

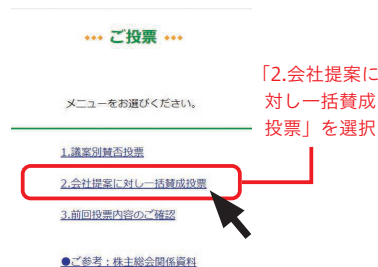
本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第3号議案までは、会社提案です。第4号議案及び第5号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知19頁以降をご参照ください。

会社（鶴見製作所）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、ご投票画面の、右図のボタンをご選択ください。

（「2.会社提案に対し一括賛成投票」をご選択）



※インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 取締役（監査等委員を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員を除く）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員を除く）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名		当社における現在の地位	取締役会出席状況
1	再任	つじ もと おさむ 辻 本 治	男性	代表取締役社長	100%（12/12回）
2	再任	にし むら たけ ゆき 西 村 武 幸	男性	専務取締役	100%（12/12回）
3	再任	うえ だ たか のり 上 田 孝 徳	男性	常務取締役	100%（12/12回）
4	再任	つる が けい いち ろう 敦 賀 啓 一 郎	男性	取締役	100%（12/12回）
5	再任	つじ もと あさ とし 辻 本 晃 利	男性	取締役	100%（10/10回） （2024年6月26日の就任以降）
6	再任 社外 独立	その だ たか と 園 田 隆 人	男性	社外取締役	100%（12/12回）
7	再任 社外 独立	いの うえ れい 井 上 麗	女性	社外取締役	100%（12/12回）

候補者
番 号

1

つじもと
辻本おさむ
治

1957年10月24日生

再任

所有する当社の株式数 215,086株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年3月	当社入社	1992年6月	当社専務取締役営業本部長
1988年12月	当社取締役経理本部経営管理部長	1993年6月	当社取締役副社長兼営業本部長
1990年12月	当社常務取締役営業本部長兼 経営企画室長	1997年5月	当社取締役副社長兼開発部門統括
		1998年6月	当社代表取締役社長（現任）



取締役候補者とした理由

辻本治氏は、当社の代表取締役として長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

にしむら
西村たけゆき
武幸

1960年3月13日生

再任

所有する当社の株式数 13,949株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1982年3月	当社入社	2017年4月	当社常務取締役生産・技術部門統括
2008年4月	当社営業推進部次長	2021年4月	SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD. 董事長（現任）
2010年4月	当社社長室戦略グループ次長	2022年4月	当社専務取締役生産・技術部門統括 （現任）
2013年4月	当社執行役員京都工場設計部長	2022年7月	TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO.,LTD. 董事長（現任）
2014年4月	当社執行役員京都工場副工場長兼 設計部長	2024年1月	TSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD. 取締役会長（現任）
2014年6月	当社取締役執行役員京都工場 副工場長兼設計部長		
2016年10月	当社取締役執行役員生産・技術部門 統括		



取締役候補者とした理由

西村武幸氏は、長年にわたり営業部門、マーケティング部門及び生産技術部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

候補者
番号

3

う え だ
上 田
た か の り
孝 徳

1960年3月13日生

再任

所有する当社の株式数 14,454株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1984年3月	当社入社	2015年4月	当社執行役員社長室長
2006年4月	当社米子工場管理部次長	2015年6月	当社取締役執行役員社長室長
2011年10月	TSURUMI PUMP TAIWAN CO.,LTD. 副総経理	2016年2月	TSURUMI PUMP KOREA CO.,LTD. 代表理事（現任）
2013年10月	当社社長室戦略グループ長	2022年4月	当社常務取締役管理部門統括（現任）
2014年4月	当社執行役員社長室戦略グループ部長		



取締役候補者とした理由

上田孝徳氏は、長年にわたり海外工場を含む生産部門や管理部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

つ る が
敦 賀
け い い ち ろ う
啓 一 郎

1975年11月13日生

再任

所有する当社の株式数 11,950株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2007年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員管理部長
2014年4月	当社管理部次長	2022年6月	当社取締役執行役員管理部長
2016年4月	当社管理部次長兼監査等委員会事務局	2023年4月	当社取締役上席執行役員 経理財務部長（現任）



取締役候補者とした理由

敦賀啓一郎氏は、長年にわたり当社の管理部門において、財務・経理・内部監査等の重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

つじもと
辻本あきとし
晃利

1989年6月28日生

再任

所有する当社の株式数 32,423株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2015年4月	当社入社	2024年4月	当社執行役員戦略企画部長兼ポンプシステム部長
2020年4月	当社国内営業部兼推進グループ次長	2024年6月	当社取締役上席執行役員戦略企画部長兼ポンプシステム部長
2022年4月	当社執行役員SDGs推進室長	2025年3月	TSURUMI (AMERICA), INC. President / Chief Executive Officer (現任)
2023年4月	当社執行役員ポンプシステム部長	2025年4月	当社取締役上席執行役員戦略企画部長兼国際営業部長 (現任)



取締役候補者とした理由

辻本晃利氏は、ESG推進、経営企画や海外子会社の責任者を含む海外営業等の部門において重要な職務に携わり、また経営学修士も取得しており、環境経営、マーケティングや海外市場における見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

そのだ
園田たか と
隆人

1955年4月3日生

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 0株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1979年3月	富士シール工業株式会社 (現株式会社フジシールインターナショナル) 入社	2008年9月	Fuji Seal Packaging de Mexico, S.A. de C.V. 代表取締役社長 (兼American Fuji Seal, Inc. 代表取締役社長)
1994年12月	Fuji Ace Co., Ltd. (タイ) 営業担当副社長	2011年8月	株式会社フジシール日本 代表取締役社長
2000年8月	Fuji Seal Europe Ltd. 代表取締役社長	2015年6月	株式会社フジシール日本 取締役会長 兼株式会社フジシールインターナショナル CFO
2004年6月	株式会社フジシールインターナショナル 取締役兼執行役	2022年6月	当社社外取締役 (現任)
2004年10月	American Fuji Seal, Inc. 代表取締役社長		



社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

園田隆人氏は、株式会社フジシール日本の代表取締役、株式会社フジシールインターナショナルではCFOを務めるなど要職を歴任しており、その豊富な海外経験に基づくグローバルな見識や企業経営に関する優れた知識と経験を有しており、当社はその能力を高く評価し、当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2016年11月	PricewaterhouseCoopers Advisory S.p.A.入社	2021年5月	マレリ株式会社入社
2019年9月	同社 ジャパンデスク・シニアアソ ーシエイト	2022年5月	Microworld Innovation di Tedeschi Jacopo & Leonardo snc Direttore Finanziario (現任)
2020年3月	フリーランスのコンサルタントとし て活動	2023年6月	当社社外取締役(現任)

※Direttore Finanziarioとはイタリア語の財務担当役員でCFO相当であります。

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

井上麗氏は日系企業による外国企業の財務デューデリジェンスを通じたM&Aアドバイスや統合プロセス(PMI)を推進した経験を有しており、国際的な視野やダイバーシティ&インクルージョンの観点からも、当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 園田隆人氏及び井上麗氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は園田隆人氏及び井上麗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、園田隆人氏及び井上麗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同契約を継続する予定であります。
4. 当社は取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役(社外取締役を含む)及び執行役員等(退任役員を含む)がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
- なお、各候補者が取締役就任した場合は、各氏は当該契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 本定時総会終結の時をもって、園田隆人氏の社外取締役在任期間は3年、井上麗氏の社外取締役在任期間は2年となります。

第2号議案 取締役（監査等委員を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役報酬の額は、2016年6月29日開催の第65期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額について年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、うち社外取締役について年額20百万円以内）とご承認いただいております。

今般、第3号議案が承認可決された場合、譲渡制限付株式の付与のために取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に支給される報酬総額が年額50百万円増額されること等に伴い、取締役（監査等委員を除く）の報酬額についても年額50百万円増額し、年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、うち社外取締役について年額20百万円以内）とすることにつき、ご承認いただければと存じます。

なお、この改定は、第3号議案が承認可決された場合に、譲渡制限付株式付与のために支給される報酬総額が増額されること等に伴う改定であることから、上記報酬限度額は相当なものであると判断しております。

また、当社の現在の取締役（監査等委員を除く）は7名（内社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員を除く）は7名（内社外取締役2名）となります。

第3号議案 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役報酬の額は、2016年6月29日開催の第65期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額について年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、うち社外取締役について年額20百万円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案が承認可決された場合、年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、うち社外取締役について年額20百万円以内）となります。

また、当社の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）については、2023年6月27日開催の第72期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額を、対象取締役の報酬限度額の範囲内で、年額50百万円以内とし、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年20,000株以内とすることについて、ご承認いただいております。

今般、対象取締役に、さらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度に基づき対象取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額を年額100百万円以内へと増額し、当該増額に伴い、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年25,000株以内（ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）とすることにつき、ご承認をお願いいたします。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はございませんが、本制度の概要は、下記のとおりです。

なお、現在の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）は5名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）は5名となります。

<本制度の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当社は、対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 上記(2)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間において、当社の取締役会が正当と認める理由によらず、上記(1)のいずれの地位も喪失した場合、当該地位を喪失した直後の時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

また、当社は、当社の執行役員についても、本制度と同様の譲渡制限付株式制度を導入しております。

（ご参考）

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、第2号議案に基づく報酬額の改定及び第3号議案をご承認いただくことを条件に、当該方針をこれらの議案に沿う内容に変更することを予定しております。

【ご参考】 スキル・マトリックス

当社グループがグローバルな事業展開のもと、持続的に成長し中長期的に企業価値を向上するために、健全な企業経営を行うための「経営目線」、重要な業務執行の決定や適正な監督機能を発揮するための「本業拡大目線」、健全な企業経営への監督機能としての「専門知識」の観点から、取締役会が備えるべきスキルを明確化しております。

各スキルの有無の判断に際しては、スキルごとに設定した定義に基づき、高い実績や豊富な経験、高度な見識を有しているか否かを目安にしております。

第1号議案承認可決後の取締役が備えるスキルは以下のとおりとなります。

氏 名	企業経営	グローバル	ガバナンス	営業 マーケティング	技術・設計	生産・原価	財務・会計	企業ファイナンス	法務・リスクマネジメント	人事・ 人材開発	ダイバーシ ティインフ ルーション
辻 本 治	○	○		○	○				○		
西 村 武 幸	○	○			○	○					
上 田 孝 徳	○	○	○			○			○	○	
敦 賀 啓一郎			○				○	○		○	○
辻 本 晃 利		○		○							○
園 田 隆 人	○	○							○	○	
井 上 麗		○					○				○
田 中 祥 博			○						○		
亀 井 徹 三							○		○		
松 本 浩							○	○	○	○	

【ご参考】取締役の選任に関する方針について

当社は、取締役会がその役割・責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図るために設けている「取締役の選定方針及び基準」に基づき、監査等委員以外取締役候補者及び監査等委員である取締役候補者を選任しております。

監査等委員以外取締役候補者については、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する人物を、人材の多様性を考慮した上で網羅的にバランスよく選任することを基本方針とし、業務執行取締役においては経営理念や経営方針を踏まえ持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け最善の努力を行うことができること等を、社外取締役においては優れた見識を有し経営の諸問題に精通していること、経営環境や業界動向を的確に把握・分析し適切な対応策を提案し実行する能力を有していること等を選任基準としております。

監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会としての役割・責務を果たすことが期待できる資質とバックグラウンドを有していることを、また監査等委員である取締役候補者のうち社外取締役候補者は、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有している者をバランスよく選任することを基本方針としております。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する要件を独立性の基準として考慮の上、また、当社独自の独立性基準を設けて独立社外取締役の候補者を選任しております。

以 上

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案及び第5号議案は、株主であるDALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP様からのご提案によるものであります。

以下の議題、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

なお、当社は、**株主提案に係る全ての議案（第4号議案及び第5号議案）に、反対**しております。各議案に対する個別の反対意見については、各議案における「当社取締役会の意見」をご参照ください。

第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	第7章 開示 (資本コストや株価を意識した経営に関する開示) 第38条 当会社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、ポイントと事例)に基づく、取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当会社のウェブサイトの開示する。

(2) 提案の理由

東京証券取引所は2023年3月に上場会社に対し「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請し、2024年2月に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」の中で「単に足元のPBRが1倍を超えているか、ROEが8%を超えているか、というだけではなく、資本収益性や市場評価に関して、投資者の視点を踏まえて多面的に分析・評価する」こと、「資本コストや株価を意識した経営の本質は、中長期的な企業価値向上に向けた経営資源の適切な配分を実現することであり、上記の分析・評価とあわせて、価値創造に向けて自社のバランスシートが効率的な状態となっているか点検する」ことを期待しています。

当社は2025年3月24日付で「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」のプレスリリースを発表しましたが、資本コストや収益性の開示はあるものの、特に経営資源の適切な配分に関しては具体性を欠くものと言わざるを得ません。従って、当社の東証要請への対応が形式面に留まらず実効性の高いものになるよう本議案を提案します。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

<反対の理由>

当社は2025年3月24日付けで、当社ホームページに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を掲載し、当社の資本コストや資本収益性、成長戦略、還元方針、財務戦略等を公表しております。その中で、当社グループの水中ポンプをはじめとする製商品は、私たちの命を守り、暮らしを支えるインフラに欠かせないものであり、QCD－Quality（品質）、Cost（コスト）、Delivery（納期）－を担保した製商品の安定的な供給が当社グループの大きな使命であると認識した上で、水中ポンプの主要部材であるモータや鋳物部材の内製化を進めるとともに、二酸化炭素排出量の削減や維持管理の省人化といったサステナビリティ課題解決に寄与する、高効率かつ高通過性を持つ製商品（例：水中ノンクロック型スマッシュポンプBN型）の開発などに取り組みつつ、成長投資やBCP投資を実行していく旨を表明しております。

また、中期経営計画「Transformation 2027」においては、連結営業利益率10%以上、ROE10%以上の達成を目標として掲げ、国内市場でのプレゼンス向上、グローバル設備市場の攻略と事業拡大や、ものづくりのRe-Engineering、ESG経営の更なる推進といった、各種課題実現に向けた取り組みを進めております。

また、これも「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」において開示しておりますとおり、当社の資本コスト（WACC）は6%程度であるのに対し、資本収益性（2024年3月期）についてはROEは実績値で10%、ROIC（調達サイド）は7.4%程度と認識しております。今後も現在進行中である長期経営計画「Tsurumi Vision 2030」及び中期経営計画「Transformation 2027」における各種施策を確実に実行することで、資本コストを上回る収益性を達成し、中長期的な企業価値向上と、株主の皆様ほか各種ステークホルダーの利益に資する経営を推進してまいります。

このように、既に当社グループは「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関して、各種の具体的な取り組みを進めており、定款に本株主提案が求めるような定めを設ける必要はないと考えております。また、今後益々、変化の速度や複雑性が増すと推測される市場環境に、柔軟かつ機動的に対応し、中長期的な企業価値向上のために実践すべき事項を適時・適切に決定していくためにも、定款に、本株主提案が求めるような定めを設けることは適切ではないと考えております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（ご参考）「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」

https://www.tsurumipump.co.jp/ir/other/governance_report/2025_cgr.pdf

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,200,000株、取得価額の総額4,500,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

弊社は、高水準のROIC(投下資本利益率)と売上高成長を両立してきたご経営陣の事業運営に敬意を表します。一方、下記の2点の理由から、事業面で一切の機会損失を生むことなく当社は本提案の自社株買いを実施可能であり、それが全ての株主の利益に資すると考えます。

第一に、事業への再投資に将来必要となる資金を考慮しても、当社は余剰資金を有しています。当社は2024年12月末時点で現金及び預金289億円、有価証券・投資有価証券148億円を保有し、これらを合算した財務資産の合計は総資産の35%に及ぶ436億円です。又、財務資産から借入金141億円を控除して算出した純財務資産は純資産の31%に及ぶ296億円となり、自己資本比率は75%にのぼります。当社は安定事業を有しており、事業への再投資に将来必要となる資金は、将来キャッシュフローの範囲内で十分調達可能です。

第二に、現在の様に割安な株価で行う自社株買いは一株当たりの価値(利益、純資産、配当)を高め、株主にとって増配以上に効果的な還元となります。当社のROICを鑑みると、本来2桁のROE(株主資本利益率)を安定的に生み出す実力を持つ優良事業を抱えながら、過度な内部留保がもたらす資本効率の低下により、ROEは8%程度かそれ以下の状態が続いています。結果、当社の株価純資産倍率は足元でも1倍未滿で推移しており、これはグローバルに成長を続ける当社の株価が長年培ってきた技術等の無形資産の価値はおろか純資産の価値すら織り込んでいない事を意味します。又、同じ流体制御機器業界における世界の主要な競合と比較しても、株価純資産倍率、株価収益率、EV/EBITDA(事業価値/償却前利益)倍率といった主要指標のいずれにおいても、当社株式は相対的に遥かに低く評価されています。

なお、株式の流通株式水準・流動性水準の低さを理由に大規模な自社株買いを見送られるケースがございますが、当社の場合、本邦大手銀行や事業会社との政策保有株式が多いため、それらの持合いを解消することで流通株式水準・流動性に影響を与える事なく本提案の規模の自社株買いを実施する事は十分可能です。

事業経営と同等かそれ以上にキャッシュフローをどのように使うかという資本配分の決断もご経営の重要な責務です。弊社は当社が適正な必要資金の水準を考慮したうえで、中長期的な視点から現在の継続的な増配をベースとした株主還元方針に加え、株価が割安な限りは継続的に自社株買いを実施していくことが株主に報いる最善の株主還元政策だと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

<反対の理由>

当社は、長期的な視野に立ち、積極的な事業展開に備えたキャッシュ・フローを確保しつつ、株主還元として安定配当を行うことを資本政策の基本的な考え方としております。株主還元を充実していくために、原則として連結損益を基礎として、特別な損益の状態である場合を除き、連結配当性向の水準を30%程度とし、安定的・継続的な利益還元に努めてまいります。また、自己株式の取得につきましても、中長期的な株主還元の観点から適時適切に実施してまいります。内部留保金の使途は、新しい市場を創出できる魅力ある新製品の開発や新装置の研究、および設備投資の充実等の原資として使用する予定であります。

そのような前提のもと、当社は、私たちの命を守り、暮らしを支えるインフラに欠くことのできない製商品である水中ポンプのリーディングカンパニーとして、QCDを担保できる生産活動の維持・拡大、生産技術の練磨、グローバルな水中ポンプ市場でのプレゼンス向上といった諸課題を実現するためには、M&A等を含めた成長投資や、30年以内での高い発生確率が見込まれる南海トラフ地震のような大規模災害リスクに備えたBCP投資が不可欠と考えており、相応の財務健全性を維持しつつ、資本効率性の向上や利益還元とのバランスを追求する必要があると考えております。

上述の、当社における「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の中で、今後3～5年間の成長投資ならびにBCP投資として90億円程度の投資を計画していることを公表するとともに、機動的な自己株式の取得や、安定・継続的に累進配当を行っていく方針を表明しております。株主還元の実績については、2019年3月期より増配を続けており、自己株式取得についても時宜を捉えたうえで実施しております（下記をご参照ください）。

また、政策保有株式については、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持や資本調達、営業上の取引関係の維持および強化、原材料の安定調達といった、中長期的に当社の企業価値向上に資する取引関係の維持を目的として、毎年の取締役会においてその保有が合理的と判断した場合において、継続保有することを決定しております。

本株主提案による自己株式の取得は、当社が掲げる「次の100年」を見据えたサステナブルな経営方針（事業基盤をシンカさせ、より強固な企業へと変革する）にはそぐわず、特に市場環境の不透明感が強まりつつある現況においては、当社の投資財源を損ない、前述の成長投資やBCP投資の停滞を招き、中長期的な経営計画の達成を阻害する恐れがあり、結果として株主の皆様ほか幅広いステークホルダーの利益に繋がらない可能性があるものと考えております。

なお、当社の2025年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が87億円である一方、2025年5月13日に既に開示しております自己株式の取得（取得し得る株式の総数：60万株（上限）、株式の取得価額の総額：24億円（上限）、取得期間：2025年5月14日～2025年11月11日）と、既に公表済の配当金や自己株式取得額を合わせると、株主還元総額は約52億円、総還元性向で約60%になり、中長期的な視野のもとで株主還元を意識した経営を実践しております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（ご参考） 株主還元の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
一株当たり年間配当金（円）	36	40	44	50	54
配当金支払額（百万円）	901	998	1,081	1,230	1,315
自己株式取得額（百万円）	0	202	806	28	1,449

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新卒初任給の大幅引上げの動きなどもあり、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は緩やかに持ち直し、また、好調なインバウンド需要や企業の設備投資が増加基調で推移するなど、内需主導の景気回復が続いております。

一方、世界経済におきましては、ウクライナ・中東情勢不安の長期化による世界的な資源・エネルギー価格の高止まりのほか、為替や米国の関税政策の動向により景気の先行き不透明感が一層高まるなど、今後も予断を許さない状況となっております。

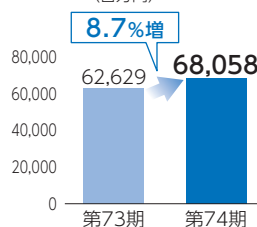
このような状況の中で当社グループは、本年度よりスタートしている新中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」のもと、これからの100年に向かって経営基盤を更に強化すべく、「ものづくり」を軸とした改革を進め、当社グループ製品が社会インフラに対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で、万全な体制で製品を供給し続けることができるよう努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、680億58百万円と前連結会計年度比8.7%の増収、営業利益は102億51百万円と前連結会計年度比14.6%の増益となりました。

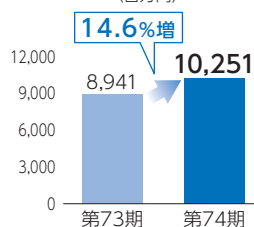
経常利益は、前連結会計年度において営業外収益に為替差益26億25百万円を計上しておりましたが、これまでの円安基調が一段落し、当連結会計年度において為替差損4億46百万円を計上したこと等により104億92百万円と前連結会計年度比17.0%の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、2024年7月にZENIT INTERNATIONAL S.P.A.を完全子会社化し、特別利益として段階取得に係る差益17億21百万円を計上したことにより、87億83百万円と前連結会計年度比6.0%の増益となりました。

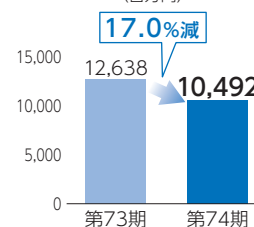
売上高 (百万円)



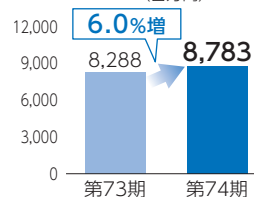
営業利益 (百万円)



経常利益 (百万円)

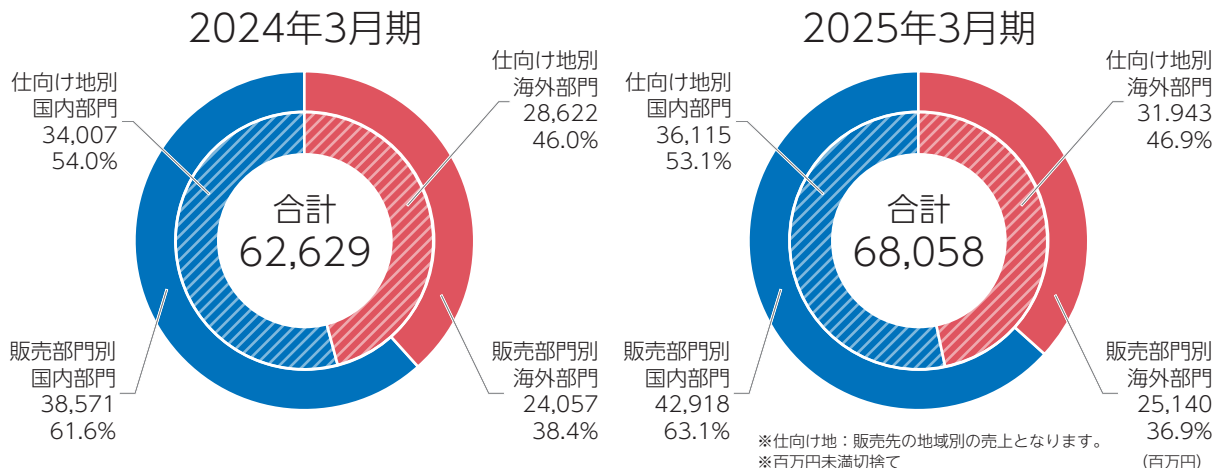


親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



部門別売上構成比率

●国内部門 ●海外部門



<国内部門>

建設機械市場におきましては、レンタル業界向けに、省人化製品や中型水中ポンプの売上が好調で、環境に配慮した電極式残水ポンプの受注も堅調に推移しました。設備機器市場におきましては、工具工場設備市場において持続可能性や効率性への関心が高まっていることから、高効率水中ポンプや災害対策製品の販売実績が伸び、また、官公庁市場向けのポンプ設備関連の受注拡大もあり、売上高は増加しました。

これらの結果、売上高は、429億18百万円と前連結会計年度比11.3%の増収となりました。

<海外部門>

北米地域におきまして、鉱山市場での設備投資の活性化による需要の増加があり、また、建設市場や設備市場においても安定的な製品需要がありました。一方で、米国新政権による相互関税の影響などを注視する動きから買い控え傾向が加速した結果、売上高は減少しました。

アジア地域におきましては、ASEAN諸国の内需は安定しており、タイ及びインドネシア市場での設備製品需要が底堅く推移したため、全体的に売上高は増加しました。

また、その他地域のオーストラリアにおいて建設市場での着実な実績の積み上げがありましたが、中国経済の低迷がポンプ需要にも影響を与えたことから、中国における売上高は減少しました。

さらに欧州地域におきまして、特に西欧における設備市場向けポンプが好調に推移しました。なお、中間連結会計期間において、当社の持分法適用関連会社であったZENIT INTERNATIONAL S.P.A.の株式を追加取得し子会社化したことにより、新たに連結の範囲に含めております。また、2024年6月30日をみなし取得日としており、中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結し、第3四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。

これらの結果、売上高は、251億40百万円と前連結会計年度比4.5%の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は69億70百万円であり、その主なものは、京都工場の新棟建設及び近畿支店の建替え等であります。

(3) 他の会社の株式その他の持分の取得の状況

当社は、2024年7月15日付で、持分比率36%で持分法適用関連会社であったZENIT INTERNATIONAL S.P.A.（以下、ZENIT社）の発行済み転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による転換で249,960株を、また同社株主より残りの株式660,000株を譲り受けたことにより、全株式を取得し同社を完全子会社化（連結子会社）しました。

“水と人とのやさしいふれあい”を経営理念として、中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」を展開しており、その中核としてグローバル戦略による経営基盤の強化を最重要の経営課題と位置付けております。この事業展開の一環として、世界各国の多様なニーズに対応するために、2019年5月、設備産業分野に強みを持つZENIT社との間で技術・業務提携することで合意に至り、当社製品ラインナップの補完・強化や両社の販売ネットワークを通じた売上の拡大、また新製品開発における両社技術の融合などに取り組んでまいりました。この取り組みを更に加速させ、当社の長期的な成長基盤・収益基盤の拡大に結びつけることで、企業価値向上の実現を図ることを目的としております。

なお、2024年6月30日をみなし取得日としており、中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結し、第3四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。また、2024年1月1日から2024年6月30日までの業績は、持分法による投資損益として計上しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国経済の減速や、金融市場におけるボラティリティの高さ、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高止まり、食品をはじめとした各種生活必需品の値上げによる買い控え、さらには米国の関税政策の動向など、日本経済そして世界経済への多大な影響が懸念され、国内外における景気の先行きが不透明な状況は今後も一定期間は継続するものと予想されます。

当社グループにおきましては、2年目となる中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」のもと、これからの100年に向かって経営基盤を更に強化すべく、「ものづくり」を軸とした改革を進め、当社グループ製品が社会インフラに対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で、万全な体制で製品を供給し続けることができるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

第74期(2025年3月期)を初年度とし、新中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」を策定しております。

前中期3ヶ年経営計画「NEXT100」で強化した事業基盤を“シンカ”させ、より強固な企業へと変革するをテーマとし、以下の3つの“シンカ”を基本方針として掲げています。

2024—2026年度 Transformation 2027

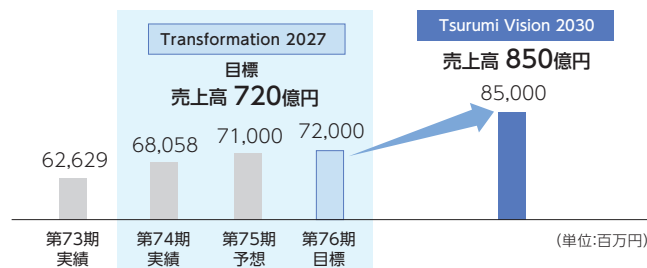
事業基盤を“シンカ”させ、より強固な企業へと変革する

■ 長期経営計画、中期経営計画の目標

連結	Transformation 2027 最終年度 '27/3	Tsurumi Vision 2030 最終年度 '30/3
売上高	720億円	売上高 850億円
営業利益	82億円	
売上高営業利益率	10%以上	

■ 中期経営計画の進捗

- 第74期実績は、見通しを**超過達成**し、前期比**増益**
- 中期経営計画の目標達成に向け、**順調に進捗**
- 第75期通期の業績予想は、売上高 71,000百万円の**増益**



■ 中期3ヶ年経営計画

「Transformation 2027」の詳細は当社ホームページにて公開しております。
右記QRコードよりアクセスいただけますので、ぜひご覧ください。



【ご参考】サステナビリティに関する第74期の取り組み実績

持続可能な社会の実現に向けて、当社はブランドスローガン「For The Earth, For All The People」を掲げております。第74期から新中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」が開始しており、基本方針の1つとして「ESG経営の更なる推進」を掲げています。当社は、持続的な社会と企業価値向上を実現すべく、地球環境と社会に配慮した事業活動を推進しており、第74期の地球環境と社会に関連する活動の実績を下記に紹介いたします。

環境

Green Plan 2030の達成に向けて

■CDP2024「気候変動」分野で「B」スコア認定を取得

「環境リスクやその影響について認識し、行動している」、「環境リスクやその影響をトラッキングし、緩和したりなくしたりしようとしている」と評価され、CDP2024「気候変動」分野で「B」スコア認定を取得しました。

CDPにおいて評価は8段階で行われており、「B」スコアは上位から3番目のスコアとなります。

なお昨年度は「B-」スコアであったため、本年度は一つ上のスコア認定を取得したこととなります。

また本年度は「水セキュリティ」分野にも初めて回答し、「C」スコアの認定を受けております。

■GHG排出量削減に関する主な取り組み

- ・ 京都工場モータ生産棟への太陽光発電設備の導入による創エネ
- ・ 近畿支店建て替えに伴う太陽光発電設備の導入による創エネ
- ・ 車両のハイブリッド車への入れ替えによるガソリン削減

近畿支店の太陽光発電設備



社会

ワークライフバランスと健康経営の推進

■「くるみん」認定を取得

従業員の子育てサポートに対する取り組みが評価され、「くるみん」認定を取得しました。

時間単位年休や1日単位の時差出勤の導入等働きやすい環境づくりを進めています。

■健康経営優良法人2025(大規模法人部門)認定を取得



これまでの認定取得一覧

認定時期	内容	マーク
2016年～	大阪市「女性活躍リーディングカンパニー」認証	
2018年～	名古屋市「子育て支援企業」認定	
2019年～	新潟県「ハッピーパートナー企業」登録	
2021年～	「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」認定	
2021年～	「えるぼし」(2つ星) 認定	

上記以外の詳細な取り組みやESGに関するデータは当社ホームページにて公開しております。右記QRコードよりアクセスいただけますので、ぜひご覧ください。

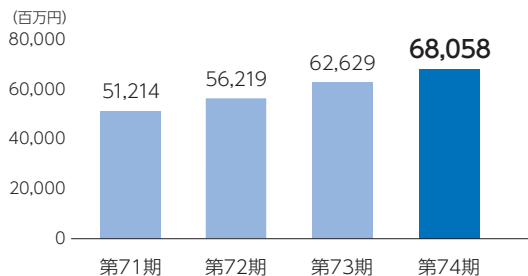


(5) 財産及び損益の状況の推移

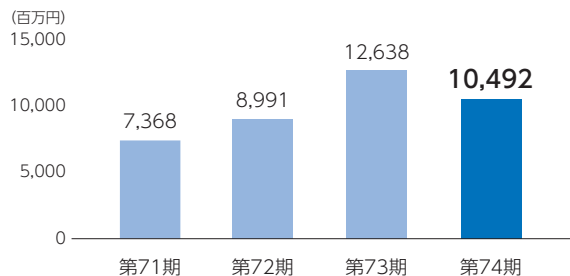
区 分	第71期	第72期	第73期	第74期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	51,214	56,219	62,629	68,058
経 常 利 益 (百万円)	7,368	8,991	12,638	10,492
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,817	6,262	8,288	8,783
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	192.50	253.96	337.62	358.72
総 資 産 (百万円)	87,299	99,000	115,351	131,509
純 資 産 (百万円)	71,848	78,161	90,195	95,852

- (注) 1. 第72期につきましては、売上高が順調に推移したこと及び為替相場が円安基調で為替差益を10億83百万円計上したこと等もあり、経常利益は前期比22.0%増の89億91百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比30.0%増の62億62百万円となりました。
2. 第73期につきましては、売上高が順調に推移したこと及び為替相場が円安基調で為替差益を26億25百万円計上したこと等もあり、経常利益は前期比40.6%増の126億38百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比32.4%増の82億88百万円となりました。

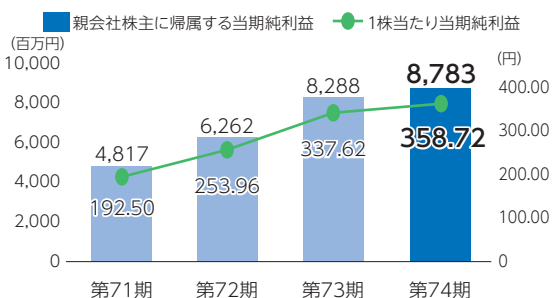
売上高



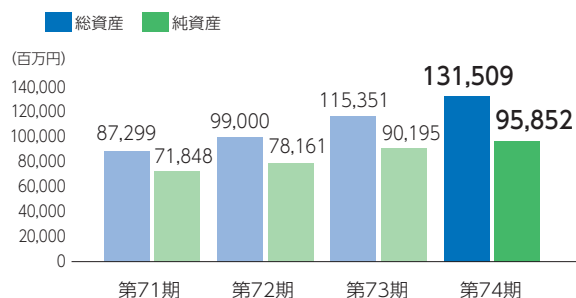
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益/1株当たり当期純利益



総資産・純資産



(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは水中ポンプを主力とした各種ポンプ、環境装置とその関連機器の製造、仕入及び販売（輸出入を含む）並びに賃貸を行っており、それに附帯する修理及びアフターサービス並びに機械器具設置工事業、土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業、古物商、固定資産のリース業、各種ポンプ部品の鋳造、製造、仕入及び販売業の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

(当社)

大阪本店	大阪市鶴見区	北関東支店	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都台東区	北陸支店	石川県金沢市
京都工場	京都府八幡市	中部支店	名古屋市中川区
米子工場	鳥取県米子市	近畿支店	大阪市鶴見区
ツルミ東本ロジスティック	栃木県宇都宮市	中国支店	広島市佐伯区
北海道支店	札幌市東区	四国支店	香川県高松市
東北支店	仙台市若林区	九州支店	福岡市博多区
東京支店	東京都台東区		

(子会社及び関連会社)

株式会社ツルミテクノロジーサービス	大阪府
株式会社テクノロジーサービス北條	栃木県
株式会社アロイテクノロジー	大阪府
TSURUMI PUMP HONG KONG CO.,LTD.	香港
TSURUMI (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール
TSURUMI (AMERICA),INC.	アメリカ
TSURUMI PUMP TAIWAN CO.,LTD.	台湾
SHANGHAI TSURUMI PUMP CO.,LTD.	中国
TSURUMI VACUUM ENGINEERING(SHANGHAI)CO.,LTD.	中国
HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO.,LTD.	中国
TSURUMI PUMP KOREA CO.,LTD.	韓国
TSURUMI PUMP (THAILAND) CO.,LTD.	タイ
TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア
TSURUMI PUMPS AFRICA (PTY) LTD	南アフリカ
TSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD.	ベトナム
TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZCO	アラブ首長国連邦
ZENIT INTERNATIONAL S.P.A.	イタリア

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,484名	101名増

- (注) 1. 従業員数は、嘱託、契約社員、パートを除いております。
2. 従業員数が前連結会計年度と比べて101名増加したのは、当連結会計年度より、ZENIT INTERNATIONAL S.P.A.及びその子会社4社を連結の範囲に含めたためであります。

(9) 重要な子会社の状況(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ツルミテクノロジーサービス	82,000千円	100%	機械・事務用機器・車輛の賃貸
株式会社テクノロジーサービス北條(注)2	12,000千円	70 (70)	ポンプのメンテナンス及びレンタル
株式会社アロイテクノロジー(注)2	80,000千円	100 (100)	ポンプ部品の製造及び販売
TSURUMI PUMP HONG KONG CO.,LTD.	HK\$ 1,300,000	100	ポンプ及び関連商品の輸出入・販売及びレンタル
TSURUMI(SINGAPORE)PTE.LTD.	S\$ 1,000,000	100	同上
TSURUMI(AMERICA),INC.	US\$ 4,100,000	100	同上
TSURUMI PUMP (THAILAND) CO.,LTD.	THB17,000,000	97	同上
TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD	AU\$ 600,000	100	同上
TSURUMI PUMP TAIWAN CO.,LTD.	NT\$48,000,000	100	ポンプの製造及び販売
SHANGHAI TSURUMI PUMP CO.,LTD.	US\$ 3,850,000	100	同上
TSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD.	US\$ 7,000,000	100	同上
TSURUMI VACUUM ENGINEERING(SHANGHAI)CO.,LTD.	US\$ 3,000,000	55	真空ポンプユニットの製造及び販売
ZENIT INTERNATIONAL S.P.A.(注)1	EUR 2,562,420	100	ポンプ及び関連商品の製造及び販売

- (注) 1. 株式を追加取得し完全子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 出資比率の()内は、間接所有比率であり内数であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,897百万円
株式会社三井住友銀行	7,197百万円

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

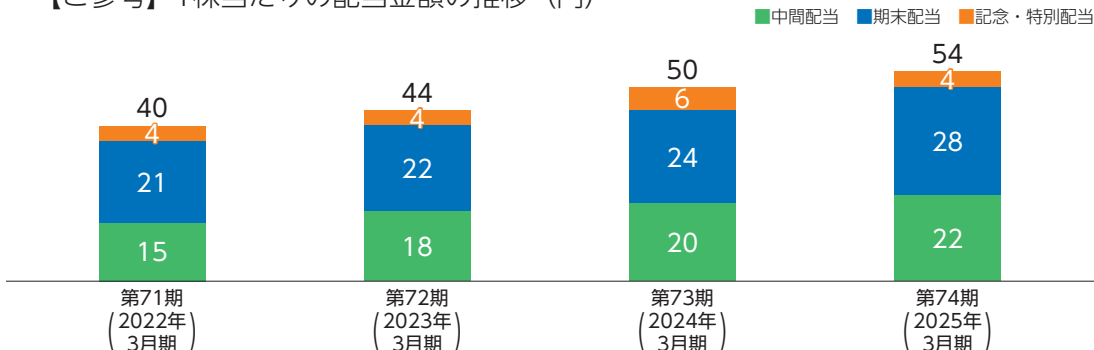
当社は、株主の皆様に対する配当に関しまして、長期的な視野に立った積極的な事業展開に備えたキャッシュ・フローを確保しつつ、株主還元として安定配当を行うことを資本政策の基本的な考え方としております。

株主還元を充実させていくため、原則として連結損益を基礎とし、特別な損益の状態である場合を除き、連結配当性向の水準を30%程度とし、安定的・継続的な利益還元に努めてまいります。また、自己株式の取得につきましても中長期的な株主還元の観点から適時適切に実施してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当については法令に別段の定めがある場合を除いて、株主総会決議に加え取締役会の決議によることができる旨を定款に定めております。

当期の配当金については、競争激化に対処しコスト競争力を高めるための設備投資、今後の事業展開、当期の業績等を総合的に勘案し、また株主の皆様のご支援にお応えするため、中間配当金は普通配当22円に「イタリア共和国におけるZENIT INTERNATIONAL S.P.A.の株式100%取得記念配当」2円を加えた24円の配当を実施しました。また、期末配当金は当初予定の普通配当28円に「京都工場のモータ生産棟竣工記念配当」2円を加えた30円の配当を実施することに決定しました。これらにより、年間配当金は合わせて54円であります。

【ご参考】1株当たりの配当金額の推移（円）



第74期 期末配当金のお支払いについて

2025年5月13日開催の当社取締役会において、第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の期末配当金について、以下のとおり決議いたしました。

当社定款の定めに基づき、2025年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり期末配当金をお支払いいたします。

1. 期末配当金 1株あたり金30円(記念配当2円)

2. 効力発生日（支払開始日）2025年6月11日（水）

なお、期末配当金のお支払いに関する書類は、本「第74期 定時株主総会招集ご通知」に同封して、お届出ご住所あてに発送いたします。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	100,000,000株
(2) 発行済株式の総数	27,500,000株
(3) 株 主 数	2,910名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,775千株	7.33%
株 式 会 社 T ' s コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,775	7.32
ツ ル ミ 共 栄 会	1,662	6.86
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,138	4.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505103	1,013	4.18
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	813	3.36
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	700	2.89
デ ン ヨ ー 株 式 会 社	648	2.67
株 式 会 社 ダ イ コ ウ	579	2.39
有 限 会 社 ツ ル ミ 興 産	547	2.26

（注）当社は自己株式3,256千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月24日開催の取締役会決議及び2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の執行役員その他従業員（使用人兼務取締役を除き、執行役員と同等の待遇の従業員（特務社員）を含む）及び取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年6月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しており、当期中に交付した株式報酬は次のとおりであります。

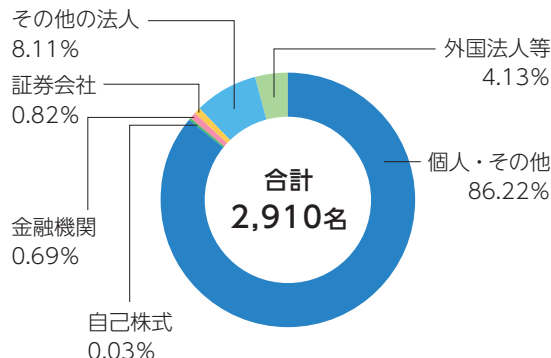
区 分	持 株 数	交付対象者数
執行役員その他従業員（使用人兼務取締役を除き、執行役員と同等の待遇の従業員（特務社員）を含む）	5,000株	8名
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	10,500株	5名

(6) その他株式に関する重要な事項

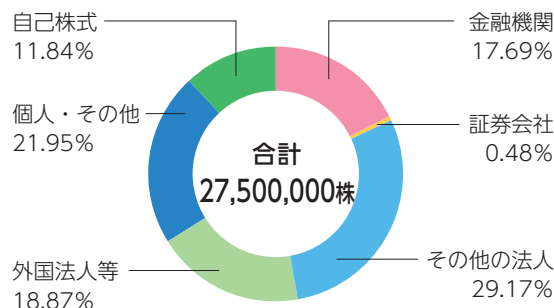
当社は、取締役会決議に基づき、当期中に次のとおり自己株式を取得しております。

区 分	株 式 数	株式の取得価額の総額
2024年5月13日開催の取締役会決議	135,400株	504,048,500円
2024年11月11日開催の取締役会決議	280,200株	945,299,000円

所有者別



所有数別



3. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役社長	辻 本 治	
専 務 取 締 役	西 村 武 幸	生産・技術部門統括
常 務 取 締 役	上 田 孝 徳	管理部門統括
取締役上席執行役員	敦 賀 啓 一 郎	経理財務部長
取締役上席執行役員	辻 本 晃 利	戦略企画部長 兼 ポンプシステム部長
取 締 役	園 田 隆 人	
取 締 役	井 上 麗	
取締役（監査等委員）	田 中 祥 博	弁護士
取締役（監査等委員）	亀 井 徹 三	税理士
取締役（監査等委員）	松 本 浩	公認会計士

- (注) 1. 取締役園田隆人氏、井上麗氏並びに取締役（監査等委員）田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置するとともに、社外取締役（監査等委員）は重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）亀井徹三氏は税理士、松本浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役園田隆人氏、井上麗氏並びに取締役（監査等委員）田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2024年6月26日開催の第73期定時株主総会において、辻本晃利氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2024年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により織田浩典氏及び辻本将孝氏が取締役に退任いたしました。
7. 2025年4月1日付で辻本晃利氏は戦略企画部長 兼 国際営業部長となっております。

(2) 取締役の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する主な他の会社名	兼職の内容	摘 要
専 務 取 締 役	西村 武幸	TSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD.	取締役会長	同一事業
		SHANGHAI TSURUMI PUMP CO.,LTD.	董事長	同一事業
		TSURUMI VACUUM ENGINEERING(SHANGHAI)CO.,LTD.	董事長	同一事業
常 務 取 締 役	上田 孝徳	TSURUMI PUMP KOREA CO.,LTD.	代表理事	同一事業
取 締 役	辻本 晃利	TSURUMI(AMERICA),INC.	President / Chief Executive Officer	同一事業
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松本 浩	株式会社ロイヤルホテル 株式会社エスコアセットマネジメント	社外監査役 社外取締役 (監査等委員)	

(3) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	196 (14)	64 (13)	95 (1)	35 (-)	9 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27 (27)	25 (25)	1 (1)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	223 (41)	90 (39)	97 (2)	35 (-)	12 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬等は、基本的に固定報酬（基本報酬及び業績連動報酬）である月額報酬及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成されております。取締役（監査等委員及び社外取締役）の報酬等は、その役割や独立性を考慮し基本的に固定報酬である月額報酬（基本報酬）のみで構成されております。ただし、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）及び取締役（監査等委員及び社外取締役）に対して、業績が計画を上回り、従業員に対する業績連動賞与を支給する場合には、これに準じた割合で、固定報酬とは別に、取締役賞与を支給することがあります。
2. 上記基本報酬は、役位ごとに年額を定め毎月定額で現金支給しております。
3. 当社は、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬からなる報酬体系を設けております。業績連動報酬は、役位別に定める基準額に対し、評価指標（連結数値を含む前期業績や重要な課題実行計画）の計画達成率ごとに設定した役位係数を乗じた額を毎月定額で現金支給しております。取締役会がその役割や責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図る上で、各取締役が果たすべき役割を最大限発揮し、その成果を客観的に測る指標として適切であると考えられるため、当該評価指標を選定しております。なお、上記業績連動報酬等には、従業員に対する業績連動賞与に準じた割合で支給した取締役賞与の金額、それぞれ取締役（監査等委員を除く）62百万円（うち社外取締役1百万円）、取締役（監査等委員）1百万円（うち社外取締役1百万円）を含めております。
4. 業績連動報酬に係る評価指標の基準値及び実績
2024年度基準値 連結売上高 58,000百万円、連結営業利益 7,800百万円
2024年度実績 連結売上高 62,629百万円、連結営業利益 8,941百万円
5. 譲渡制限付株式報酬の総額は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）7名に対して付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用を記載しております。なお、譲渡制限付株式は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割当てするための報酬として金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。
6. 2023年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金制度に代えて、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

- ② 取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月29日開催の定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の取締役報酬額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役年額20百万円以内）、取締役（監査等委員）の取締役報酬額は年額60百万円以内と決議されております。なお、当該決議がされた時点において対象となる取締役の員数は9名であり、その内訳は取締役（監査等委員を除く）6名、取締役（監査等委員）3名であります。

また、2023年6月27日開催の定時株主総会において、現行の取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬枠の範囲内で、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額50百万円以内と決議されております。なお、当該決議がされた時点において対象となる取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は6名であります。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会、業績・経営内容・経済情勢及び各管掌業務の遂行結果等を考慮した上で、各取締役の個人別の報酬等の具体的内容を審議し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会で決定することを方針としております。当該方針により、指名報酬委員会において、個人別の役割や職責等に基づき報酬額を審議し、取締役会の決議を経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先の関係

区 分	氏 名	兼職する主な他の会社名	兼職の内容
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 本 浩	株 式 会 社 ロ イ ヤ ル ホ テ ル 株式会社エスコンアセットマネジメント	社 外 監 査 役 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)

(注) 重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	園田 隆人	当期において開催された取締役会には12回全てに出席し、経営者としての豊富なグローバル経験や企業経営に関する幅広い知識に基づき、グループ企業統治や人材開発、リスクマネジメント等に関する必要な発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすほか、指名報酬委員会の委員として、当期において開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で取締役会の監督、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	井上 麗	当期において開催された取締役会には12回全てに出席し、日系企業による外国企業の財務デューデリジェンスを通じたM&Aアドバイスや統合プロセス(PMI)を推進した経験に基づき、国際的な視野やダイバーシティ&インクルージョンの観点から必要な発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	田中 祥博	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には委員として16回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催し、活発な意見交換を行ったほか、指名報酬委員会の委員長として、当期において開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員）	亀井 徹三	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には委員として16回全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催し、活発な意見交換を行ったほか、指名報酬委員会の委員として、当期において開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	松本 浩	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には委員長として16回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催し、活発な意見交換を行ったほか、指名報酬委員会の委員として、当期において開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等（退任役員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、当該保険の契約期間満了前に取締役会で決議の上、更新する予定であります。

4. 会計監査人に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 40百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査内容、過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積りの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な海外子会社であるTSURUMI (AMERICA),INC.及びZENIT INTERNATIONAL S.P.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適切な職務の遂行が困難であると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

[illegible]

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流 動 資 産		81,657	流 動 負 債		25,828
現金及び預金	金形権金	31,145	支払手形及び買掛金	金	8,478
受取手続債	金	1,399	短期借入金	金	6,700
電 子 記 録 掛 資 証	金	3,981	1年内返済予定の長期借入金	金	1,696
売 契 約 価 証	金	17,985	未払法人税等	金	1,168
有 商 製 半 仕 原 ぞ 貸 倒 引 当 金	金	3,049	契約引当金	金	1,173
	金	1,405	賞与の金	金	1,249
	金	2,467	その他	金	5,362
	金	9,116			
	品	2,552	固 定 負 債		9,828
	品	1,494	長期借入金	金	7,283
	品	4,670	繰上税引金	金	973
	他	2,460	退職給付に係る負債	金	15
	金	△72	その他	金	136
				金	1,419
固 定 資 産		49,852			
有形固定資産	物 具 品 地 産 定	27,901	負 債 合 計		35,657
建物及び構築物	物 具 品 地 産 定	12,916	(純資産の部)		
機械装置及び運搬設備	物 具 品 地 産 定	3,356	株 主 資 本		85,138
工具器具及び備品	物 具 品 地 産 定	697	資本剰余金		5,188
土 地	物 具 品 地 産 定	9,122	資本剰余金		8,369
建物	物 具 品 地 産 定	1,014	資本剰余金		76,003
	物 具 品 地 産 定	795	株 主 資 本		△4,423
無 形 固 定 資 産		6,071	その他の包括利益累計額		9,261
のれん	金	3,184	その他の有価証券評価差額金		3,329
顧客関係資産	金	899	為替換算調整勘定		5,677
その他	金	1,987	退職給付に係る調整累計額		253
投資その他の資産		15,878	非支配株主持分		1,452
投資有価証券	金	12,662			
退職給付に係る資産	金	1,088	純 資 産 合 計		95,852
繰上税引当金	金	321			
その他	金	1,807	負 債 ・ 純 資 産 合 計		131,509
貸 倒 引 当 金	金	△0			
資 産 合 計		131,509			

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
高	上										68,058
価	上										41,905
益											26,152
費	費										15,901
益	業										10,251
益	業										
息	取									523	
金	取									350	
入	配									299	1,173
用	外										
息										131	
損										159	
損										446	
失										60	
失										134	932
益											10,492
益											
益										1,721	
入										360	2,082
失											
失										287	
損										174	461
益											12,112
税											3,041
額											141
益											8,929
益											146
益											8,783

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	52,584	流 動 負 債	21,990
現金及び預金	12,147	買掛金	7,854
受取手形	1,190	短期借入金	6,700
電子記録債権	3,972	1年内返済予定の長期借入金	1,628
売掛金	17,230	未払金	1,698
契約資産	3,049	未払費用	1,512
有価証券	432	未払法人税等	797
商製品	1,122	契約負債	390
製成品	3,654	賞与引当金	1,230
仕掛品	2,073	その他	178
原材料及び貯蔵品	1,155		
その他金	2,316	固 定 負 債	9,680
貸倒引当金	4,252	長期借入金	8,387
	△15	退職給付引当金	100
		繰延税金負債	473
固 定 資 産	46,227	その他	719
有形固定資産	20,571	負 債 合 計	31,670
建物	8,706	(純資産の部)	
構築物	668	株 主 資 本	64,188
機械装置	2,405	資 本 金	5,188
車両運搬具	26	資 本 剰 余 金	8,174
工具、器具及び備品	457	資本準備金	7,810
土地	7,659	その他資本剰余金	364
リース資産	215	利 益 剰 余 金	55,249
建設仮勘定	432	利益準備金	992
無形固定資産	554	その他利益剰余金	54,256
ソフトウェア	429	固定資産圧縮積立金	327
その他	125	別途積立金	44,600
投資その他の資産	25,100	繰越利益剰余金	9,328
投資有価証券	12,412	自 己 株 式	△4,423
関係会社株	9,589	評価・換算差額等	2,951
関係会社出資金	1,687	その他有価証券評価差額金	2,951
長期貸付金	368	純 資 産 合 計	67,140
前払年金費用	717	負債・純資産合計	98,811
その他	325		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	98,811		

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上高						55,384
売上原価						39,538
売上総利益						15,845
販売費及び一般管理費						9,444
営業利益						6,401
営業外収益						
受取利息				521		
受取配当				1,060		
雑収入				304		1,886
営業外費用						
支払利息				120		
スワップ評価損				159		
為替差損				406		
雑損失				66		752
経常利益						7,535
特別利益						
補助金収入				360		360
特別損失						
固定資産圧縮損				174		174
税引前当期純利益						7,721
法人税、住民税及び事業税						2,083
法人税等調整額						109
当期純利益						5,529

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 川越 宗一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉田 優樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鶴見製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 川越 宗一
指定社員 業務執行社員	公認会計士 玉田 優樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度に係る監査の方針、監査計画を定め、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、情報の取集及び監査の環境の更なる整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議への出席等を通じて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当会社の取締役会等において定期的に事業及び管理状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、第74期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

株 式 会 社 鶴 見 製 作 所 監 査 等 委 員 会

監 査 等 委 員 松 本 浩

監 査 等 委 員 田 中 祥 博

監 査 等 委 員 亀 井 徹 三

(注) 監査等委員松本浩氏、田中祥博氏、亀井徹三氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上



京都工場モータ生産棟

京都工場モータ生産棟の竣工

京都工場にモータ生産棟が竣工しました。

中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」の基本方針である「新化～新たな挑戦～ものづくりのRe-Engineering（リエンジニアリング）」のもと、『ものづくり革新プロジェクト（IM2030）』を稼働しています。その一環として京都工場ではモータの内製化を実現し、最新加工設備の導入による生産性の改善や事業継続計画（BCP）の強化に取り組んでいます。また、太陽光発電を活用したグリーンエネルギーの導入や、省エネルギー技術の採用により、環境負荷の軽減を積極的に推進しています。



京都工場（マザー工場）

総敷地面積：50,266.02㎡

総延床面積：40,601.95㎡

トピックス

資本コストや株価を意識した経営の実現

当社は、東証が要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」において、当社の資本コストや資本収益性についての現状分析や方針・目標、主な取り組み状況について取締役会にて討議し、開示を行いました。

その内容について、ご紹介いたします。

現状分析	- 資本コスト(WACC):現状6% ※CAPMベース - ROE:10% - ROIC:7.4%(水中ポンプ専業のため事業別ROIC未算出) - ネットキャッシュ状態・自己資本比率が高い
方針・目標	- 連結営業利益率:10%以上 - ROE:10%以上 - 株主還元施策の実施 - 中期3ヶ年経営計画に基づく取り組みの実行
主な取り組み	資本収益性向上の施策 - 最適資本構成を意識した有利子負債の更なる活用 - 主要部材の内製化による原価率の維持・低減とQCDの向上 - 付加価値の高い製商品の開発と市場占有率の向上 成長投資・BCP投資 - モータや鋳物部材の新製法による内製化推進 - 気候変動対策・省人化に対応した製品開発(スマッシュポンプ・水中うず巻斜流ポンプ) - 太陽光発電・再生可能エネルギー活用 株主還元施策 - 累進配当方針(目標配当性向30%) - 株式市場の動向を見定め、機動的に自己株式を取得

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の詳細は当社ホームページにて公開しております。

右記QRコードよりアクセスいただけますので、ぜひご覧ください。



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
上場取引所	東京証券取引所 プライム市場
単元株式数	100株

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は、下記電話照会先までご連絡ください。

【未払い配当金の支払】

三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日12/31～1/3を除く）
公告方法	当社のホームページに掲載します。 https://www.tsurumipump.co.jp/ir/announce/index.html

【期末の株主通信廃止のお知らせ】

定時株主総会終了後にお送りしておりました期末の株主通信の送付は取りやめております。
なお、中間期の株主通信につきましては、従来どおり発行する予定です。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場のご案内



株式会社鶴見製作所 大阪本店



交通のご案内

大阪メトロ 長堀鶴見緑地線
をご利用の方は、今福鶴見
駅で下車していただき、3番
出口よりお越しください。

開催場所

大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号
当社大阪本店 6階会議室
TEL: 06-6911-2351

開催日時

2025年6月27日 (金曜日)
午前10時

<株主総会ご出席に際してのお願い>

- ・議決権行使書用紙をご持参ください。
- ・ご来場に際しましては、駐車場に限りがございますので極力公共交通機関をご利用ください。
- ・車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。
- ・株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主様以外の方はご入場いただけません。心身の機能に障害のある株主様の介助の方はご入場いただけます。

※配当金領収証が同封されている株主様へ

配当金のお受け取りには、以下①～③の3つの方法があります。

現在、**①の方法**をご利用の株主様には、**お受け取り忘れがなく簡単な②または③の方法への変更をおすすめします。**

変更のお手続きに関しましては、お取引のある証券会社に直接お問い合わせください。

① 郵便局等でのお受け取り



配当金領収証方式

当社が郵送する「配当金領収証」を持参し、ゆうちょ銀行または郵便局で受け取る方法。

② 証券口座でのお受け取り



株式数比例配分方式

各証券会社の保有株式数に応じて、証券口座で受け取る方法。

③ 銀行口座等でのお受け取り



登録配当金受領口座方式

ご指定の金融機関口座で受け取る方法。